

姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について

【施行日：平成30年2月1日】

改正の概要

照明広告物については、禁止地域等など特定の地域や野立広告物など特定の広告物で規制を行っています。照明広告物に係る許可基準は「光源の点滅禁止」と「ネオンサインの使用禁止」に分けられますが、近年はネオンサインが減少しデジタルサイネージなどが増加している他、従来の基準では「光源の点滅禁止」で動画等を規制したり、「ネオンサインの使用禁止」に係る基準が3種類あるなど分かりにくい表記となっているため、次のとおり改正します。

改正の内容

(1) 「光源の点滅禁止」にかかる基準改正

改正前	改正後
光源の点滅禁止	発光可変表示式広告物（※1）の使用禁止
光源の急速な点滅禁止	発光可変表示式広告物（※1）の使用禁止（一定時間表示内容等が変化しないものを除く）

※1：光を発する広告物で、以下の①～③のいずれかに該当するもの

- ① LED ビジョン、デジタルサイネージなど、表示の内容を任意に変えることができるもの
(駐車場の満空表示、ガソリンスタンドの値段表示のうち、必要最小限と認められるものを除く)
- ② 発光部分が点滅するもの
- ③ 発光部分の色彩若しくは輝度が変化するもの

(2) 「ネオンサインの使用禁止」にかかる基準改正

改正前	改正後
ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止	ネオンサイン等（※2）の使用禁止
ネオンサインの使用禁止	
ネオンサイン等の使用禁止	

※2：ネオンサイン及び自ら光を発し、外観がネオンサインと同等のもの

(3) 「明るさ」にかかる基準改正

改正前	改正後
ネオンサイン、照明を使用する広告物等は、昼間における美観を損なわないこと	光（反射光を含む）を発する広告物等は、美観を損なわないこととし、かつ、過度に明るくならない光量とするなど、周辺景観と調和するよう努めること

〈問い合わせ先〉

姫路市まちづくり指導課（都市景観指導室） 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
Tel 079-221-2541 Fax 079-221-2757 E-mail keikan@city.himeji.lg.jp